

入居希望者説明資料（定住化促進町営住宅）（桜町 10～13 号棟）

1. 定住化促進町営住宅の趣旨や入居条件を理解して下さい。

趣旨

- 定住化促進町営住宅は、町内に定住化することを目的として建設された物です。従って入居者は、南越前定住化促進町営住宅設置及び管理条例、運営要綱及び町営住宅入居者のしおり等を順守していただくなくてはなりません。
(家賃が民間と比較して安価である代わりに、民間にはない事項が何点もあります。)

入居条件

- (1) 税金や公共料金の滞納がないこと
- (2) 町の条例及び運営要綱、入居者のしおりを順守すること。
また、改定があった際には、改定されたものに従うこと。
- (3) 南越前町に住民票を有するか、もしくは入居後に遅滞なく住民票の移動を行うこと。
- (4) 以下の条件を満たす連帯保証人を 1 名用意できること。(保証人の印鑑証明と所得証明が必要)
 - ア 独立の生計を営んでいる
 - イ 入居決定者と同等以上の収入がある
 - ウ 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び破産者でない
 - エ 公営住宅を使用していない
 - オ 町内に居住または勤務場所を有している
(県外居住者である等で「オ」の条件を満たすことが困難な方は、担当にご相談下さい。)
- (5) 申込者及び同居人の中に暴力団関係者がいないこと。
- (6) 町営住宅間の移動はできませんのでご注意ください。
- (7) 現に同居し、又は同居しようとする配偶者（婚姻の予約者含む）があること。

2. 公開抽選・優先的入居について理解して下さい。

- (1) 公募期間中に入居申込をした者の数が、入居させるべき定住化促進町営住宅の数を越える場合は、公開の抽選により決定します。
- (2) 運営要綱第 5 条（優先的入居者）に該当する等、優先度が他の申込者より高いと判断される者を、抽選を行わず優先的に入居させる事があります。
- (3) 桜町町営住宅 10～13 号棟は、若い世帯の定住を目的とした住宅のため、身体障害者や中国残留邦人等の他に、以下の要件を満たす者が優先的入居者となります。
 - ア 入居者の資格を有する者又はその配偶者が申請時において 40 歳未満の者で、当該入居者が住まいとして一定期間定住する者
 - イ 入居申込者の所得が、児童手当法施行令(昭和 46 年政令第 281 号)第 1 条に定められた所得額以下である者

扶養親族の数	所得額 (万円)	収入額 (万円)
0 人	6 2 2	8 3 3 . 3
1 人	6 6 0	8 7 5 . 6
2 人	6 9 8	9 1 7 . 8
3 人	7 3 6	9 6 0 . 0
4 人	7 7 4	1 0 0 2 . 1
5 人	8 1 2	1 0 4 2 . 1

- (4) 優先的に入居させるべきと考えられる者の申込が複数ある場合は、その者の間での公開抽選により決定します。

3. その他

- (1) 湿気・結露対策を充分に執ること。
- (2) 地域のコミュニティー活動には積極的に参加すること。
- (3) 防災上の観点から福井ケーブルテレビ（音声告知器）は必ず加入すること。
- (4) 修繕に要する費用について、条例では「畳の表替え、ガラスの取替え、ふすま及び障子の張替えその他の建具の軽微な修繕並びに給水栓、点滅器その他定住化促進町営住宅及び共同施設の附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用(町長が特に認めるものを除く。)を除き、町の負担とする。」となっている。
 - 例1. ドアが開きにくい（本体の取替が必要→役場負担、調整で直る→入居者負担）
 - 例2. 給湯器の故障（本体の取替が必要→役場負担、部品の交換→入居者負担）
- (5) 退居の際には、入居期間の長短に係わらず「ハウスクリーニング」及び「瑕疵による損傷の修繕」を入居者の負担において行っていただきます。
- (6) 住宅使用料等の支払は基本的に口座振替でお願いします。
- (7) 家財道具一式の保険は必要に応じ個人で対応すること。
- (8) 犬猫等、ペットの飼育は一切禁止します。
- (9) 離婚調停中である等、入居によるトラブルが起こる要因がある場合は申告して下さい。
(離婚調停中の人を入居させたため相手方から訴えを起こされた事例があります。DV被害者の場合は、それを証明する関係機関の書類の提出して下さい。その他、必要に応じ証明書の提出を、申込の際に求めることがあります。)
- (10) 町長は、定住化促進町営住宅の管理を開始した日から10年以上経過した入居者に対し、適正な価格により住宅を譲渡することができます。(戸建てタイプのみ)

4. 「請書」の準備について

- (1) 入居の許可があった日から10日以内に「請書」の提出及び敷金（家賃の3ヶ月分）の納付をしていただかなくてはなりません。保証人に話をしておく等の準備をしておいて下さい。

5. 使用料の徴収について

- (1) 敷金の納付と入居請書の提出が確認できたら、部屋の鍵をお渡しします。
部屋の鍵をお渡しした日から日割りで家賃を徴収します。

6. 入居申込書の提出について

- (1) 「定住化促進町営住宅入居のしおり」を熟読し、同意の上で入居申込書を提出して下さい。

上記事項については、担当職員より説明を受けました。

年 月 日

氏名

㊟